

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について付加保険料の納付事実が確認できなかった。会社を退職後の昭和 52 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、60 年 5 月に厚生年金保険に加入するまでの間、納税組合を通じて定額保険料及び付加保険料を納付してきた。

このため、申立期間について付加保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、昭和 52 年 1 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金被保険者期間について定額保険料及び付加保険料を全て納付している。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む国民年金被保険者期間の保険料を全て現年度納付していることが確認できることから、申立人が定額保険料を現年度納付したにもかかわらず、申立期間の付加保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和50年3月31日となっていることが判明した。

しかし、私は、昭和50年3月31日までA社B支店に勤務しており、資格喪失日は同年4月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和48年3月8日、離職日が50年3月31日となっている上、申立人から提出された同社に係る辞令により、申立人は同年3月31日付けで同社同支店を退職したことが確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、C社から、当時の資料が無いため申立人の勤務実態については不明であるものの、雇用保険被保険者記録及び退職時の辞令から、申立人は昭和50年3月31日までA社B支店に勤務していたと考えられ、当時、厚生年金保険の資格喪失日に係る届出に誤りがあったと考えられる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭

和 50 年 2 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社から、当時の事務手続を誤っていた旨の回答が得られたことから、事業主が、昭和 50 年 3 月 31 日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から平成元年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から平成元年6月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和61年3月から平成元年6月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間当時私は無職であり、会社を退職した際に自分でA市区町村役場B支所において免除申請を行ったはずである。

このため、申立期間について保険料の申請免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に会社を退職した際に国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成4年7月17日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、加入手続以前の期間に遡って免除申請を行うことはできない。

また、国民年金保険料の免除申請手続については、基本的に毎年度行わなければならないため、申立期間を全て申請免除期間とするためには5回の申請手続が必要であるが、これだけの回数 of 事務処理を行政が毎年続けて誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の母親が、昭和 59 年 4 月頃に A 公民館（当時）に税金の相談に行った際、担当職員から、私が国民年金に未加入であることを指摘され、その場で加入手続を行った上、2 か月分又は 3 か月分の保険料を納付した。その後は毎月保険料を納付し、61 年 4 月頃に新しいオレンジ色の手帳が送られてきて、その 1 年後くらいから年間保険料を一括して郵便局の口座引き落としで納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 59 年 4 月頃、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 3 月 12 日に B 市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その母親が A 公民館に税金の相談に行った際に、担当職員から、申立人が国民年金に未加入であることを指摘され、その場で加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、B 市区町村は、当時、同公民館で国民年金の加入状況を確認することはできないため、国民年金の加入手続、保険料納付書の発行業務とも行えないとしている。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料について、昭和 62 年頃から年間保険料を一括で納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人が保険料を前納（一括）しているのは平成 17 年度以降であることが確認できることから、申立人の母親の記憶は曖昧であることがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月 13 日から 53 年 6 月 23 日まで
② 昭和 55 年 5 月から 61 年 5 月 13 日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 50 年 11 月 13 日から 53 年 12 月 31 日までの期間のうち、50 年 11 月 13 日から 53 年 6 月 23 日までの期間、及びB社（現在は、C社）に勤務していた 55 年 5 月から 62 年 9 月 11 日までの期間のうち、55 年 5 月から 61 年 5 月 13 日までの期間の記録が無かった。勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者期間は昭和 50 年 11 月 13 日から 53 年 12 月 30 日となっており、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 6 月 23 日となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の元事業主に確認したところ、申立期間①当時、申立人は勤務していたが、厚生年金保険料については当時の資料が残存していないため分からない旨の回答が得られた。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険新規適用時において被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

2 申立期間②について、C社の回答及び元同僚の証言から、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年5月13日となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社は、申立人の勤務期間や保険料の控除については当時の資料が残存していないため分からない旨の回答をしている。

さらに、B社に申立期間②当時から在職し、現在も在職中の同僚に確認したところ、当該期間当時は社会保険に加入していないため厚生年金保険料は控除されていない旨の証言が得られた。

加えて、申立期間②当時にB社に勤務していた者のうち、連絡先が判明した同僚2人に照会したところ、そのうちの1人から、当該期間中は厚生年金保険料を控除されていない旨の証言が得られた。

3 このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が前年より低額になっていることが判明した。私は、申立期間当時、同社で経理事務を担当していたが、賃金が引き下げられた記憶は無いため、申立期間の標準報酬月額を前年より 2,000 円高い 2 万 2,000 円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等は残存していないため、申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時のA社の事業主及び申立人の上司は、既に他界しているため、具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時においてA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚で、連絡先の判明した 12 人に照会したところ、そのうちの 9 人から回答が得られたものの、申立人の標準報酬月額について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者記録について遡及して訂正された形跡等は無く、記録管理に不自然さはいわがえない。

このほか、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 5 日から平成元年 10 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 59 年 11 月 5 日から平成元年 11 月 2 日までの期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。入社時から厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日以降の期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 10 月 16 日となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 9 人に照会したところ、4 人から回答があり、そのうちの 1 人から、申立期間当時同社は厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入するよう同社から指示されており、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、申立期間のうち 45 か月分について、国民年金保険料を納付しているとともに、上記 9 人の同僚のうち 6 人についても、申立期間の全部又は大半について、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。